

公立大学法人高崎経済大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と家庭を両立することができ、働きやすい環境を整えることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- ・ 随時 希望者に対し制度に関するパンフレットの説明
- ・ 毎年4月 制度についてメールや学内ポータルサイトを使用し周知

目標2：管理職（係長級）の時間外勤務時間削減を図る。

<対策>

- ・ 随時 管理職（課長級）による業務進捗状況の把握と適切な業務の指揮
- ・ 随時 事務の合理化
- ・ 毎年 適切な配置による業務の平準化

目標3：年次有給休暇を取得しやすい職場環境をつくる。

<対策>

- ・ 毎年4月 有給休暇通知時に積極的な取得の呼びかけ
- ・ 毎年4月 複数担当制（チームで取り組む体制）の確認
- ・ 毎年7月 学生の夏季休暇期間における計画的取得の促進
- ・ 毎年8月 管理職による有給休暇取得状況の把握と取得予定の計画作成